

2017年6月1日

関西電力株式会社

取締役社長 岩根 茂樹様

日本共産党滋賀1区国政対策委員長 齊藤 幸子

日本共産党滋賀県議会議員団 団長 節木 三千代

日本共産党大津市議会議員団 団長 杉浦 智子

県民の声を真摯に受け止め、高浜原発4号機の稼働を直ちに止め、

高浜原発3号機、および大飯原発3、4号機の再稼働の中止を求める要望書

関西電力高浜原発3、4号機は、昨年3月に大津地裁の運転差し止めの仮処分決定によって停止していましたが、3月に大阪高裁が取り消しました。大阪高裁決定は、原子力規制委員会の新規制基準を正当化し、これに適合していれば安全という、新たな「安全神話」を追認するもので、地震や津波の想定や安全対策、避難計画などへの不安は払拭されていません。にもかかわらず貴社におかれては、4号機の再稼働を強行し、6月6日には3号機を再稼働されようとしています。

東京電力福島第1原発事故の後に停止していた高浜原発3、4号機は、2015年の福井地裁で再稼働を認めない仮処分が出ました。それが取り消され一旦再稼働しましたが、16年には大津地裁の判断で3号機は再び停止させられました。両地裁が、新規制基準について「緩やかすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されない」（福井地裁）、「（新規制基準などが）直ちに公共の安寧となると考えることをためらわざるを得ない」（大津地裁）と根本的な疑問を突きつけたにも関わらず、疑問に対するまともな答えも示さないままに、両地裁の決定をなかったかのように再稼働を進める国と関西電力の姿勢は無責任といわざるを得ません。

昨年8月、高浜原発の事故を想定した広域避難訓練では、荒天のため船舶の運用を中止するなど住民がまともに避難できないことが浮き彫りになりました。高浜原発の避難計画の策定が義務付けられている30キロ圏内には京都府や滋賀県も含まれ、避難の対象になる人口は約18万人にものぼります。

1月には工事用の大型クレーンが倒れ、高浜2号機の燃料取り扱い建屋などを損傷する事故が起きたように貴社の安全管理体制の不備も明らかであり、安全軽視の姿勢は重大問題です。

さらには関西の水源である琵琶湖も近く、ひとたび事故が起されれば甚大な被害が出る恐れがあり、周辺自治体にとっても大きな被害や影響は免れません。福井県と高浜町だけという「地元同意」で再稼働を可能にすることは、極めて問題です。

さらに、原子力規制委員会は、貴社が申請された3原発7基すべてを許可し、大飯原発3、4号機も再稼働しようとしています。

大飯原発の運転差し止めを求める住民側の要求を認める判決が福井地裁で出されましたが、貴社が控訴されました。4月の名古屋高裁金沢支部の控訴審では、前委員長代理の島崎邦彦東大名誉教授が大飯原発で想定すべき地震の揺れ（基準地震動）が過小評価

であり、「必要な審査が行われていない」として許可を出すべきではないと証言しています。しかし原子力規制委員会は、基準地震動の評価を見直すこともなく許可したのです。このように住民の安全は考慮されず、前委員長代理の提起した問題への対応もあいまいで、問題が山積されたまま再稼働を進めることは許されません。大飯原発も30キロ圏は3府県にまたがり、住民の避難計画の実行は困難と指摘されています。

そして高浜、大飯の原発は福井県の若狭湾周辺に位置します。若狭湾周辺は、廃炉中も含め15基もの原発がひしめく“原発銀座”です。しかし、原子力規制委員会の審査は、それぞれの原発での重大事故対策のみです。集中立地で、地震などの災害で同時に複数の原発で事故が起きた場合の検討はされていません。避難計画やその実効性については、規制委の審査の対象外です。

いま、どんな世論調査でも再稼働反対は5割を超え、福島原発事故を体験し、原発再稼働反対は揺るがない国民の世論となっています。これらの世論を背景にして、越直美大津市長は「市民が原発の安全性に不安を持っている状況で再稼働するべきではない」とし、30 km圏外の自治体を含めた避難体制が確立されていないことを挙げて、「原発が次々と再稼働されることに反対する」と表明しています。また三日月大造知事は、5月30日の政府要望の場で、「実行性のある多重防護体制の不備のほか、核のごみの問題、県民の不安を挙げ、『再稼働は容認できないという立場だ』と述べた」と報じられるなど、再稼働に反対を表明しています。

よって貴社におかれては、周辺自治体の首長の意見や県民の不安の声を真摯に受け止め、高浜原発4号機の稼働を直ちに止めるとともに、続く3号機、および大飯原発3、4号機の再稼働の中止を強く求めるものです。

以 上